

(別紙)

特 約 事 項

契約書第1条の契約単価は、第2条ただし書の規定によって、次の変動があった場合に、当該変動のあった翌月から、現在の契約単価に当該変動価格分を加減した額に改定する。

- 1 公表価格が、当該契約締結日直前の公表価格（以下「基準公表価格」という。）と比較して、1円以上の変動があったとき。
- 2 契約単価を改定した後に、公表価格と基準公表価格との差を当初契約単価に加えた額が、改定後の契約単価に比べて1円以上の変動があったとき。
- 3 公表価格とは、経済産業省石油製品価格モニタリング事業の受託者が公表する石油製品の調査価格のうち、毎月の23日を基準日として、基準日以前に公表された基準日直近の調査日の週次の価格で、広島県における軽油1リットル当たりの単価とする。ただし、軽油引取税額相当額を除く。
- 4 軽油引取税、消費税（地方消費税を含む。）等について変動があった場合は、当該変動が開始される日から当該変動額を加減し、契約単価を改定する。